

農業構造転換集中対策（農地の大区画化等）

- | | |
|---|----|
| 1 大区画化等加速化支援事業<非公共> | P1 |
| 2 農業構造転換特別対策費の創設 【農業競争力強化農地整備事業<公共>】 | P2 |
| 3 定額助成単価の見直し【農地耕作条件改善事業<非公共>】 | P3 |

令和7年12月

農林水産省農村振興局

1 大区画化等加速化支援事業 <非公共>

令和7年度補正予算額 2,500百万円

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本計画に基づき、**初動5年間で農業構造転換を推進し**、生産性の向上を図るため、**法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します。**

<事業目標>

- 水田の基盤整備（約9万ha）うち、1ha以上の大区画化（約6万ha [令和11年度まで]）
- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（現状比6割削減 [令和11年度まで]）

<事業の内容>

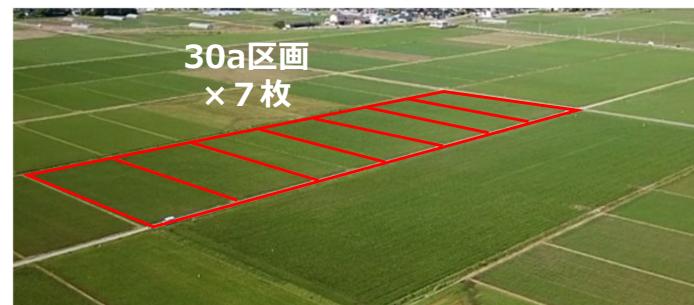
1. 農地の区画拡大や省力化整備に係る基盤整備

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の**簡易な基盤整備を定額で支援します。**
【定額上限】区画拡大 7万円/10a、畦畔除去 4万円/100m、
暗渠排水 18万円/10a 等

※担い手に集約化（面的集積）する場合、助成単価を1.2倍まで引上げ。
1ha以上に大区画化する場合、助成単価を1.32倍まで引上げ。

<事業イメージ>

法人等の農業者が自ら施工可能な簡易な整備によって、機動的に農地の区画拡大を実施し、併せて担い手への農地集積や更なる大区画化・省力化を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



簡易な基盤整備
により区画拡大



2.1ha区画

区画拡大イメージ

2. 調査・調整活動等に係るソフト事業

権利関係、農家意向、農地集積等に関する**調査・調整活動等に要する経費を定額で支援します。**
【定額上限】300万円/地区

3. 大区画化等推進協議会の事務費

大区画化等推進協議会の事務費を定額で支援します。
【定額上限】2,000万円/協議会

【実施区域】 農用地区域のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 農地の区画拡大を実施すること



*大区画化等推進協議会（仮称）：各都道府県に1つずつ設置し、農業者への技術指導、交付事務等を実施。

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

2 農業構造転換特別対策費の創設 【農業競争力強化農地整備事業 <公共>】

- 農業者が減少する中、生産性の向上を図るため、1ha以上を含む大区画農地の整備を加速化することが必要。
- そのため、農業構造転換集中対策期間（令和7年度～11年度）において、農地の大区画化等を促進し、より一層の集積・集約化を推し進め、生産コストの低減を実現する。

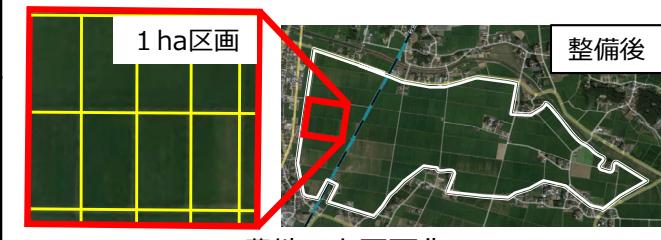
1. 事業内容等

農地の大区画化の割合、集積・集約化率等に応じて国費により農家負担を軽減

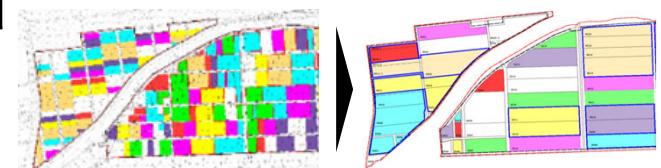
| 国費 | 定額（事業費の6.25%相当） | 定額（事業費の9.4%相当） | 定額（事業費の12.5%相当） |
|----|---|---|--|
| 要件 | 平坦地 (傾斜1/100 未満) ✓ 対象面積の1/2以上で 1ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、 集約化率80%以上 | ✓ 対象面積の3/5以上で 1ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、 集約化率80%以上 | ✓ 対象面積の2/3以上で 1ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、 集約化率80%以上 ✓ 対象農地全てに農地中間 管理権等を15年以上設定 |
| | 平坦地 以外 (傾斜1/100 以上) ✓ 対象面積の1/2以上で 50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、 集約化率90%以上 | ✓ 対象面積の3/5以上で 50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、 集約化率90%以上 | ✓ 対象面積の2/3以上で 50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、 集約化率90%以上 ✓ 対象農地全てに農地中間 管理権等を15年以上設定 |

【留意点】

- ※ 1 傾斜1/100以上の地区でも平坦地の要件を選択可能。
- ※ 2 採択期間は令和11年度末まで。
- ※ 3 6.25%又は9.4%の対策費を活用する場合で、残りの農家負担を都道府県・市町村が負担する場合には、当該負担分は地方財政措置の対象。
- ※ 4 実施中地区における促進費から対策費への移行は可能。同一工事における促進費と対策費の併用は不可。
- ※ 5 農地中間管理権等の設定とは、農地バンクが、農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は農業経営若しくは農作業の委託を受けていることを指す。
- ※ 6 適用する区分の対策費の要件を、事業実施によって満たすことが必要。
- ※ 7 6.25%又は9.4%の対策費は基盤整備事業費と同時に、12.5%の対策費は農地中間管理権等の設定の確認後に、交付。



農地の大区画化



担い手へ農地を集積・集約化

2. 実施主体

都道府県

3 定額助成単価の見直し【農地耕作条件改善事業<非公共>】

- 物価上昇を踏まえ、[定額助成単価を見直し](#)、適切な助成単価により事業を実施。

農地耕作条件改善事業 令和7年度補正予算額 10,000百万円

| 主な 事業種類 | 条件 | 助成単価 【主なもの】 | | 備考 |
|----------------|--------------------|--------------------------|--|--|
| | | 改正前 (R4~) | 改正後 | |
| 農用地の 区画拡大 | 高低差10cm超 表土扱い有 | 25万円/10a (42万円/10a) | <u>27万5千円/10a</u> <u>(46万5千円/10a)</u> | ()は水路変更（管水 路化等）を伴う場合 |
| | 高低差10cm以下 表土扱い無 | 6万円/10a (22万5千円/10a) | <u>7万円/10a</u> <u>(25万5千円/10a)</u> | |
| | 畦畔除去のみ | 3万5千円/100m | <u>4万円/100m</u> | |
| 暗渠排水 | バックホウ工法 | 19万円/10a | <u>22万5千円/10a</u> | 助成単価の加算 ○地下かんがい導入 + <u>4万円/10a</u> |
| | トレンチャ工法 | 12万円/10a | <u>18万円/10a</u> | ○実施設計(外注) + <u>2万円/10a</u> |
| 湧水処理 | 表土扱い有 | 20万5千円/100m | <u>24万円/100m</u> | |
| 末端畠地 かんがい施設 | | 18万5千円/10a (29万円/10a) | <u>21万5千円/10a</u> <u>(35万円/10a)</u> | ()は樹園地の場合 |
| 客土 | 層厚10cm以上 | 26万円/10a | <u>27万5千円/10a</u> | |
| 除礫 | 深度30cm以上 | 23万5千円/10a | <u>25万円/10a</u> | |



※ 助成単価は、現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当。

※ 担い手に集約化（面的集積）する場合、助成単価を1.2倍まで引上げ。